

秋田県消防広域化推進計画

案

令和7年1月

秋 田 県

目 次

第 1	市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
1	広域化の背景及びこれまでの経緯	
2	本計画の位置づけ及び計画期間	
第 2	市町村の消防の現況と将来見通し	・ ・ ・ ・ ・ 5
1	市町村の消防の現況	
2	市町村の消防の将来見通し	
第 3	消防の連携・協力の推進	・ ・ ・ ・ ・ 12
1	連携・協力の必要性	
2	連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果	
第 4	将来の広域化のあり方	・ ・ ・ ・ ・ 14
1	広域化の必要性	
2	広域化のメリット	
3	広域化の方向性及び進め方	
4	広域化の推進に係る留意事項	
第 5	自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置	・ ・ ・ ・ ・ 18
1	広域化を推進するための体制	
2	県の支援	
第 6	広域化後の円滑な運営の確保	・ ・ ・ ・ ・ 19
1	広域化後の消防の体制の整備	
2	構成市町村等間の関係	
3	広域化後の消防体制整備のための方策	
第 7	市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保	・ ・ ・ ・ ・ 21
1	消防団との連携の確保	
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保	
3	医療機関等との連携の確保	
第 8	おわりに	・ ・ ・ ・ ・ 23
1	計画のまとめ	
2	計画期間中に取り組む事項	
3	計画の進行管理等	

第1 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 広域化の背景及びこれまでの経緯

(1) 広域化の背景

①人口の減少と高齢化

本県の人口は、非常に速いペースで減少を続けており、令和5年(2023年)10月1日には、約91万3千人となっていますが、今後、さらに減少が進み、令和32年(2050年)には、およそ56万人にまで減少するものと推計されています。これに伴い、消防本部の管轄人口も減少を続け、ますます消防本部の小規模化が進むとともに、市町村の行財政運営も一層厳しくなることが予想されます。

また、同時に進行する高齢化の影響による、生産年齢人口の割合の減少から、消防職員の確保が困難になることが懸念されますが、救急需要は増大する可能性があります。

②消防を取り巻く環境の変化

人口減少により、一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約や人材確保についてもより厳しくなるものと考えられます。

また、高齢化の進行に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性が増しているほか、救急需要拡大により、消防力の強化が必要です。

加えて、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒や、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性も高まっています。

消防防災分野においても、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、各分野でDXを進めることが求められています。

③小規模消防本部の体制

管轄人口の少ない小規模な消防本部では、出動体制や施設設備の確保等に限界があり、組織運営や財政基盤の面でも厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分とはいえません。これを克服し、将来にわたって消防の責務を果たしていくため、消防力の維持・強化を図っていくことが必要です。

(2) 消防組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定

国では、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の維持・強化を図ることが必要であるとし、平成18年に、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論

の枠組みの創設を内容とする消防組織法の改正及びこれに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の策定を行いました。

この中で、都道府県は、平成 19 年度までに消防広域化推進計画を策定することとされ、市町村は、平成 24 年までに広域化を実現することとされました。その後、基本指針の改正により、広域化の期限は令和 6 年 4 月 1 日に延長されました。

（３）広域化に関する基本指針の改正

こうしたことを受け、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、国では、令和 6 年 3 月、管轄人口 10 万人未満の小規模な消防本部が全体の 6 割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として克服されていないとし、基本指針の改正を行い、広域化の推進期限は令和 11 年 4 月 1 日に延長されました。

この中では、これまで取り組んできた小規模消防本部の体制強化に加え、大規模災害や、感染症に備えた体制整備、DXの進展への対応を課題として位置付けたほか、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を推進計画に定めることができるものとし、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることとされました。

（４）市町村の消防の連携・協力

国は、平成 29 年 4 月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとし、その推進方策や具体例等を示しました。

また、令和 6 年 4 月 1 日には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めること、及び連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期限を踏まえ、令和 11 年 4 月 1 日とすることなどを内容とする指針の改正を行いました。

（５）本県におけるこれまでの取組

本県では、平成 20 年 3 月に「秋田県消防広域化推進計画」を策定し、3 回の計画年度を通して消防の広域化の推進に取り組み、協議が行われてきました。

しかしながら、広域化後の消防の運営方式や経費負担等の課題が解消されず、広域化は実現していません。

【前回計画に基づく広域化が進まなかった主な理由】

■ 広域化のメリットについて

- ・ 同時に検討を進めていた消防無線のデジタル化が完了してしまうなど、広域化のメリットが見出せない。
- ・ 広域化後の管轄では、山（沢）を越えて出動しなければならないケースが想定されるなど、具体的メリットが感じられない。

■ 広域化後の運営方式について

- ・ 一部事務組合方式はコスト（議会費、事務局費）がかかるのではないかな。
- ・ 一部事務組合方式ではなく、行政の簡素化、費用、意思決定の迅速性の観点から事務委託方式とすべき。
- ・ 事務委託方式では、委託側市町村（首長）の意向が反映されにくく、一部事務組合方式とすべき。

■ 広域化後の負担金について

- ・ 広域化前よりも負担金が増額となる市町村がある。
- ・ 一部の消防本部の庁舎老朽化に伴う建て替え費用等について、既に建て替えていた他の構成市町村において、更なる負担が必要となる。

2 本計画の位置づけ及び計画期間

(1) 本計画の位置づけ

市町村の消防が、将来にわたり県民の安全・安心を守るための消防力の維持・強化を図るためには、消防の連携・協力を進めるとともに、その効果や実績を踏まえた消防の広域化が必要であることから、県は、国の基本指針の改正を踏まえ、関係市町村間の合意形成や調整、課題解決のための支援等について積極的な役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことを目的に本計画を策定するものとし、広域化に係る検討のため、令和11年度までに取り組むべき事項についての基本的な方針を定めるものとします。

(2) 本計画に定める事項

本計画では、消防の広域化を計画的かつ円滑に進めるため、消防組織法第33条に基づき、次の事項について定めるものとします。

- ① 自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ 広域化対象市町村の組合せ及び「中心消防本部」
- ④ 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な事項
- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

（３）計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

第2 市町村の消防の現況と将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 現在の消防体制

本県の消防は、昭和23年の消防組織法の施行と同時に、秋田市、大館市、横手市、角間川町、24年に本荘市、角館町、六郷町、男鹿市、五城目町、能代市、25年に湯沢市、30年に鷹巣町で消防本部が設置されました。その後、一部事務組合方式や事務委託方式により消防の広域化が進められ、現在では、13消防本部（単独7「事務委託1を含む」、一部事務組合6）が設置され、全ての市町村において常備消防体制が確立されています。

各消防本部の管轄人口は、30万人以上が1消防本部、10万人以上30万人未満が1消防本部、10万人未満の消防本部が11消防本部（うち5万人未満が6消防本部）であり、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部が多数を占めています。管轄面積は、それぞれ約121km²から2,128km²となっており、平均では約893km²となっています（表1）。

消防吏員数については、令和5年4月1日現在、全ての消防本部の合計で2,055人となっています。5消防本部で消防吏員数が100人を下回っており、このうち1消防本部では50人以下となっています。

これらを消防吏員1人当たりで見ると、管轄面積は約5.7km²、管轄人口はおおよそ470人となっています。

表1 県内消防本部の概要

消防本部	設置年月	管轄人口（人）	管轄面積（km ² ）	消防吏員数（人）
秋 田 市	昭和23年3月	307,672	906.1	430
横 手 市	昭和47年4月	85,555	692.8	169
大 館 市	昭和48年4月	69,237	913.2	120
由 利 本 荘 市	平成17年3月	74,707	1,209.6	187
北 秋 田 市	昭和47年5月	32,261	1,409.5	94
に か ほ 市	平成17年10月	23,435	241.1	60
五 城 目 町	昭和24年9月	8,538	214.9	28
湯沢雄勝広域市町村圏組合	昭和46年4月	58,620	1,225.4	156
能代山本広域市町村圏組合	平成18年3月	74,695	1,191.2	209
大曲仙北広域市町村圏組合	昭和47年4月	120,880	2,128.7	293
鹿角広域行政組合	平成6年6月	33,868	909.2	91
男鹿地区消防一部事務組合	昭和48年6月	49,321	452.6	150
湖東地区行政一部事務組合	昭和46年4月	20,713	121.2	68
合 計		959,502	11,615.5	2,055

※管轄人口は令和2年10月1日現在、管轄面積は令和6年1月1日現在、消防吏員数は令和5年4月1日現在
出典：消防年報（総務省消防庁）、全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、国勢調査（総務省）

本県の消防力を国が定める消防力の整備水準である「消防力の整備指針」に照らした施設設備等の充足率で見ると、消防車両については、消防ポンプ自動車（署所管理分）99.0%、はしご自動車 84.6%、化学消防車 88.2%、救助工作車 88.9%、救急自動車 101.3%となっているほか、消防水利 72.1%、消防職員 78.9%となっています（表 2）。

表 2 消防力の整備水準

項 目	消防ポンプ 自 動 車	はしご 自動車	化 学 消防車	救 助 工作車	救 急 自動車	消防水利	消防職員
整備済	103 台	11 台	17 台	16 台	76 台	18,600 基	2,086 人
充足率	99.0%	84.6%	88.2%	88.9%	101.3%	72.1%	78.9%

出典：令和 4 年度消防施設整備計画実態調査（速報値）（消防庁）

各市町村の消防活動に係る経費である消防費歳出決算額は、令和 4 年度の全ての市町村の合計額でおよそ 225 億円となっており、近年、ほぼ横ばいに近い状況となっています。これを、住民 1 人当たりの金額で見ると、全ての市町村の平均で約 24 千円となっており、市町村別では、約 15 千円から約 70 千円と大きな開きがあります（表 3）。

表 3 市町村の歳出消防費決算額（令和 4 年度）

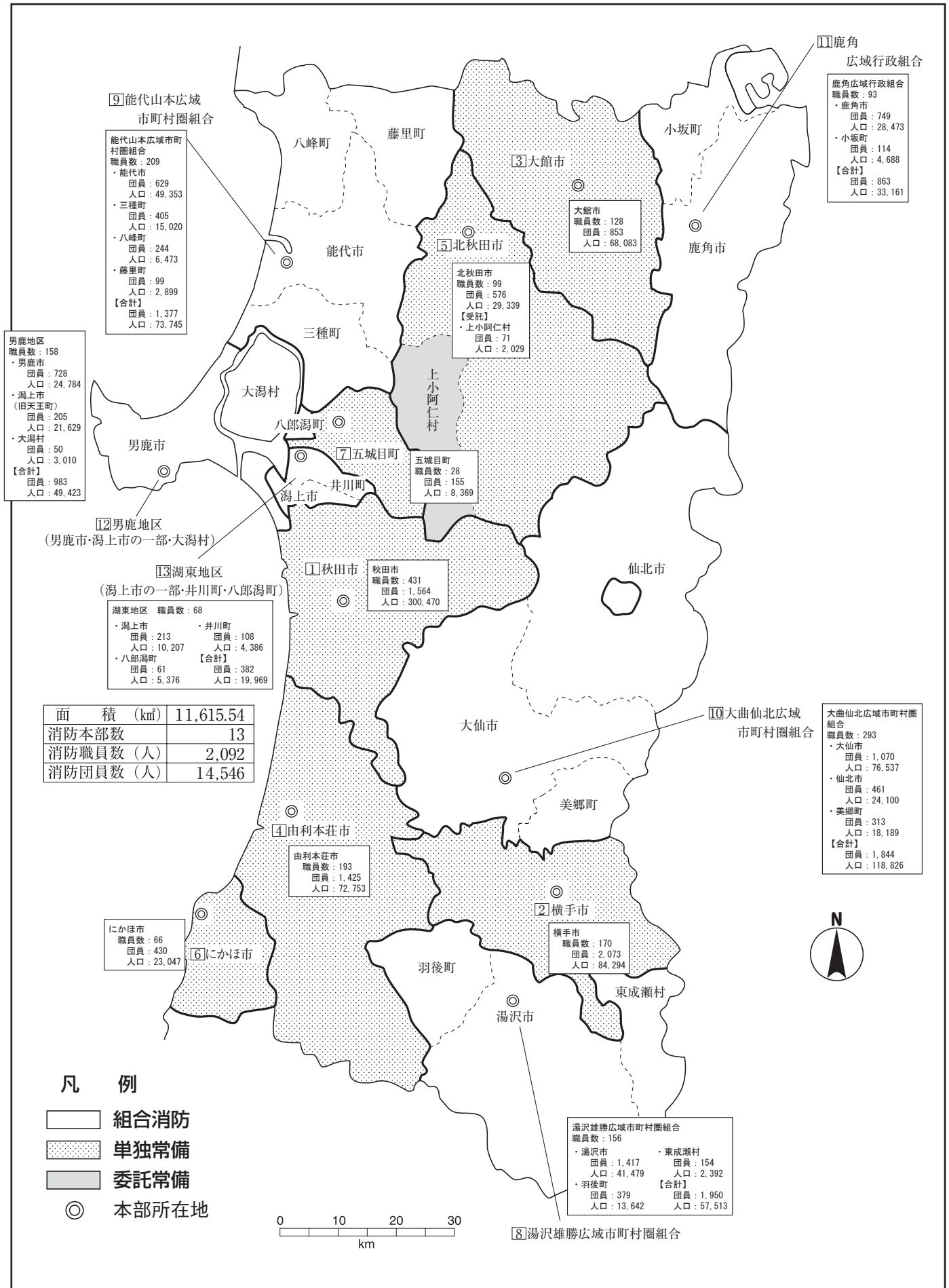
市 町 村	決 算 額 (千円)	住民1人当たり (円)	市 町 村	決 算 額 (千円)	住民1人当たり (円)
秋 田 市	4,477,472	14,775	小 坂 町	227,300	49,683
能 代 市	1,157,987	24,102	上小阿仁村	135,685	70,891
横 手 市	1,723,168	20,891	藤 里 町	148,192	54,522
大 館 市	1,302,787	19,459	三 種 町	575,223	39,841
男 鹿 市	894,957	37,698	八 峰 町	351,994	56,847
湯 沢 市	1,224,826	30,449	五 城 目 町	309,932	38,160
鹿 角 市	831,416	29,923	八 郎 潟 町	223,751	41,706
由利本荘市	1,934,007	26,671	井 川 町	152,292	34,738
潟 上 市	880,779	28,142	大 潟 村	163,216	56,379
大 仙 市	1,683,328	22,448	美 郷 町	513,755	28,869
北 秋 田 市	1,461,689	50,886	羽 後 町	402,633	30,728
に か ほ 市	703,697	31,136	東 成 瀬 村	166,600	64,599
仙 北 市	825,825	35,210	合 計	22,472,511	24,166

出典：市町村別決算状況（総務省）、秋田県の人口と世帯（秋田県）

（２）消防需要の動向

火災発生件数について、令和 4 年は 314 件であり、平成 24 年に比較しておよそ 19%減少するなど、近年、減少傾向にあります。

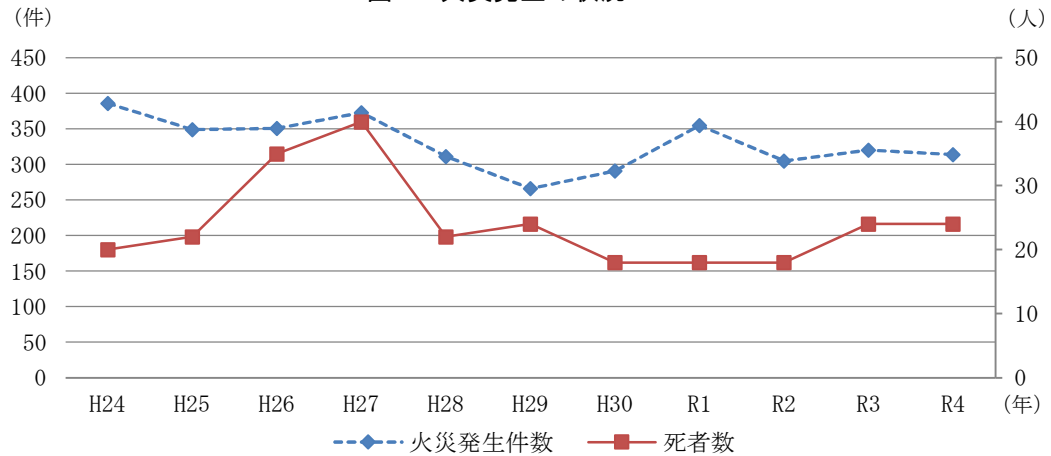
秋 田 県 内 消 防 状 況 図



※全国消防便覧（令和5年3月）をもとに作成

また、火災による死者数は、令和 4 年は 24 人となっており、平成 24 年と比較して 20%増加しています（図 1）。

図 1 火災発生状況



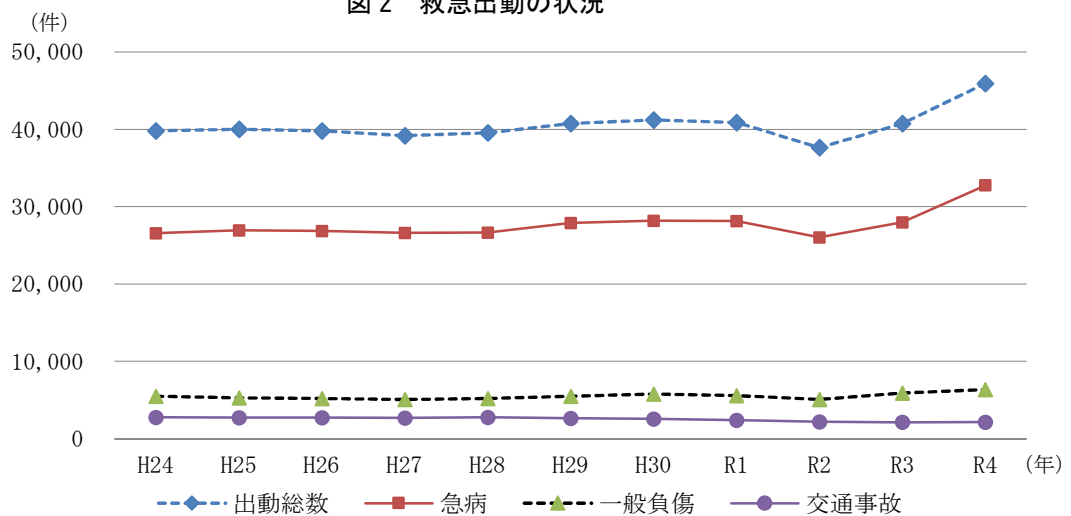
出典：消防防災年報（秋田県）

救急出動件数について、令和 4 年の出動総数は 45,945 件となっており、平成 24 年に比較しておよそ 23%増加しています。このうち、最も大きな割合を占める急病による出動件数は、令和 4 年で 32,775 件であり、平成 24 年に比較しておよそ 16%増加しています。

救急搬送者数について、令和 4 年の搬送者総数は 42,283 件となっており、平成 24 年に比較しておよそ 15%増加しています。このうち、65 歳未満の搬送者数が減少傾向である一方で、65 歳以上の搬送者数がおおよそ 32%増加しています。

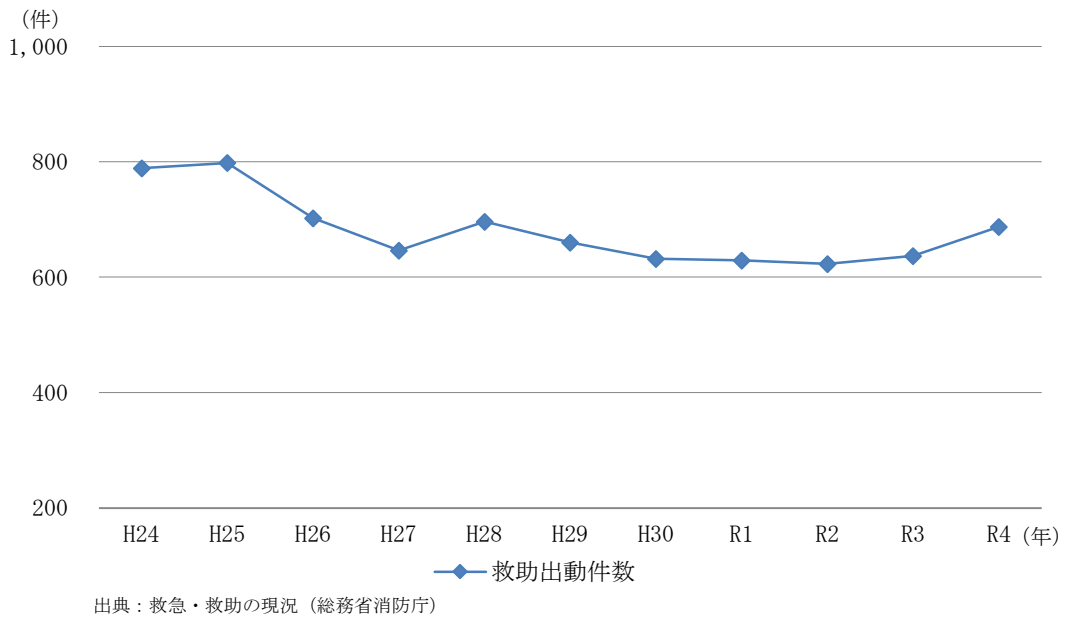
救助出動件数について、令和 4 年は 687 件となっており、平成 24 年に比較しておよそ 13%減少しています。（図 2、図 3）。

図 2 救急出動状況



出典：救急・救助の現況（総務省消防庁）

図3 救助出動の状況



（３）消防需要の多様化への対応

近年、大規模災害の発生時に広域的な救助活動などを行う緊急消防援助隊としての出動機会が増加しているほか、平成24年から開始したドクターヘリの運航への対応など、災害の大規模化・激甚化や社会環境の変化、住民ニーズの多様化などを受けた様々な消防需要への対応が求められています。

２ 市町村の消防の将来見通し

（１）人口の減少と高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口（平成30年推計）」によると、本県の人口は、令和2年（2020年）に比較して、令和17年（2035年）にはおよそ21%、令和32年（2050年）にはおよそ42%減少するものと推計されており、管轄人口がおよそ56%減少する消防本部もあります（図4、図5）。

図4 秋田県の推計人口

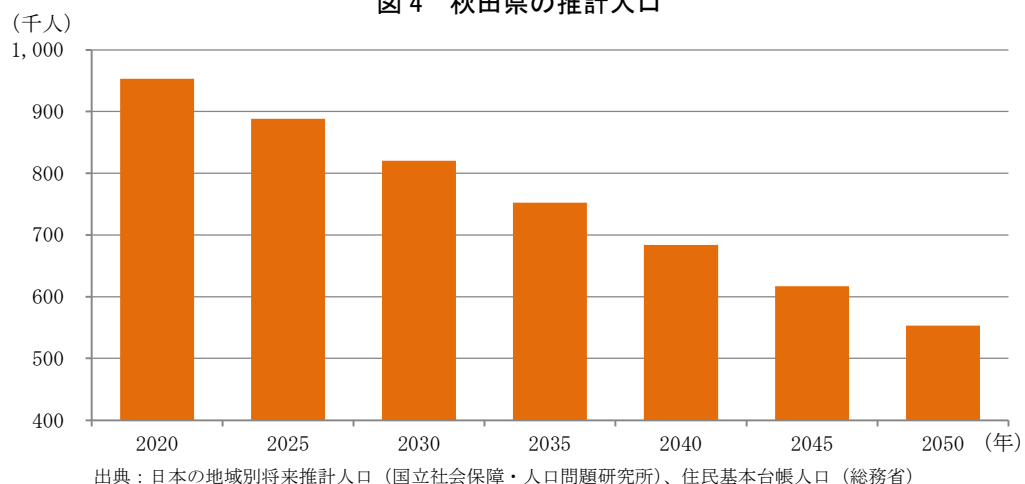
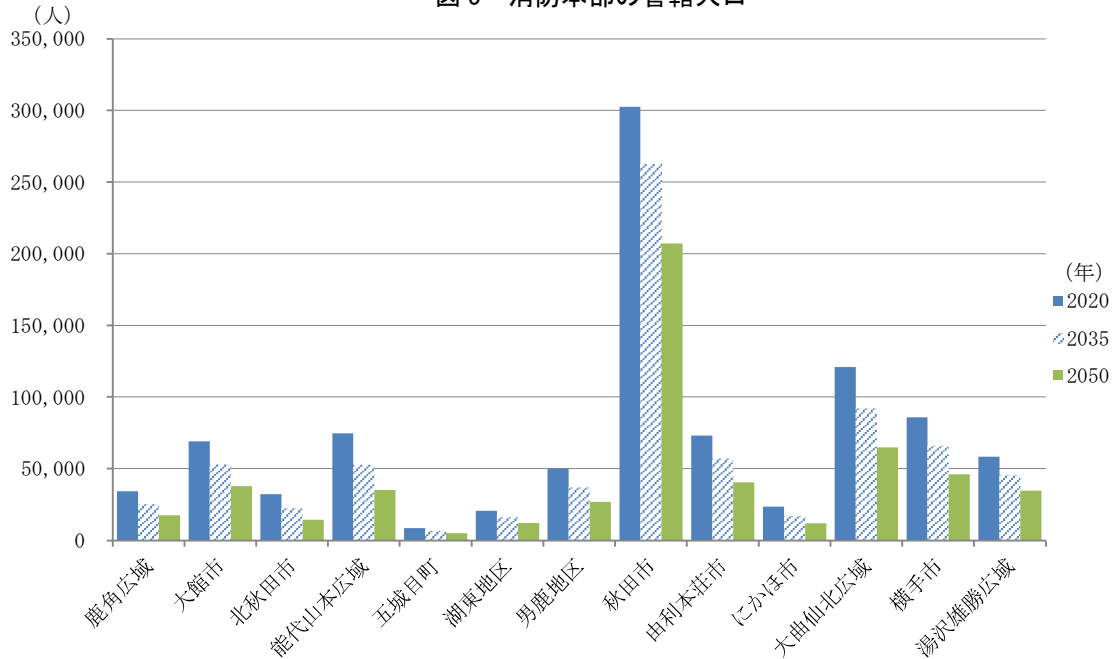


図5 消防本部の管轄人口

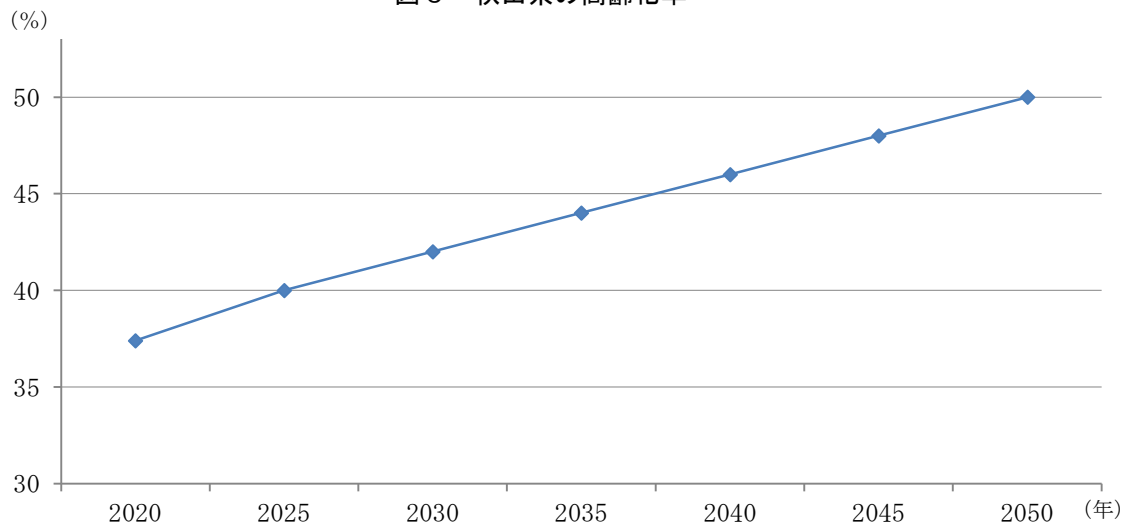


出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）、住民基本台帳人口（総務省）

また、本県の高齢化率は、令和6年（2024年）7月1日現在で39.7%となっています。市町村別では、既に14の市町村で高齢化率が40%を超え、うち5つの町村では50%を上回っています。今後、高齢化は一層進行し、令和32年（2050年）には、本県の高齢者の割合は50%になるものと推計されています（図6）。

高齢化の進展により、一般に搬送率が高いとされる高齢者を中心に、救急搬送に対する需要が引き続き高まるほか、災害時要配慮者の増加などを通じて災害対応の一層の充実が求められる一方で、近い将来、高齢者数も減少に転じることが予想されており、こうした需要も徐々に減少していくものと考えられます。

図6 秋田県の高齢化率



出典：秋田県の人口と世帯（秋田県）、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）、住民基本台帳人口（総務省）

（２）厳しさを増す財政状況

人口の減少は、市町村財政にも大きな影響を与えるものと考えられています。地方交付税は市町村の主要な財源の一つですが、この算定の基礎となる消防費に係る基準財政需要額について、令和 32 年（2050 年）の推計人口に基づく試算では、令和 4 年度の基準財政需要額に比較し、いくつかの市町村では 50%を上回る減少となるなど、財政状況はかつてない厳しい状況となる可能性があります。※

※平成 29 年度の普通交付税需要算定式に基づき、社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を用いて推計

（３）消防力の維持・強化の必要性

災害の大規模化・頻発化、NBC 災害やテロなどを含む災害の多様化、住民ニーズの多様化、高度な救急救命業務に対する期待の高まりに应运えていくため、消防の役割はますます重要になり、高度で専門的な対応と消防体制の一層の強化が求められるものと考えられます。

人口の減少や高齢化の進行により、市町村の財政運営が一層厳しくなることが予想される中、住民の生命・身体、財産を守る消防の責務を果たしていくためには、10～20 年後の消防の姿を見通し、消防の広域化や連携・協力を通じた消防力の維持・強化のための方策を検討していく必要があります。

第3 消防の連携・協力の推進

1 連携・協力の必要性

人口減少の進行など社会経済状況が変化するとともに、災害が大規模化・頻発化、多様化する中で、必要となる消防力を維持・強化するためには、複数の消防本部間の連携・協力を推進することが重要です。

国においても、広域化の実現におお時間を要する地域では、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果があるとしており、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、消防力を確保・充実していくため、連携・協力を推進することが必要であるとしています。

このため、本県においても、連携・協力の推進が将来の広域化につながるものであるとの認識の下、地域の実情に応じて、できるところから連携・協力を積極的に推進することが必要となっています。

2 連携・協力の内容や対象となる市町村、期待される効果

(1) 連携・協力の内容や対象となる市町村

連携・協力は、災害の特性や消防需要、地形の状況など、地域の実情に応じて、その実施内容や方法を検討していくことが重要です。

連携・協力の具体的な内容としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両の共同整備、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力、専門的な人材育成の推進、応援計画の見直し等による消防力の強化などが挙げられます。

とりわけ、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化につなげる効果が特に大きいことから、実施に向けた準備を進めるとともに、その他の連携・協力と合わせ、全ての市町村を対象に、協議・検討を進めることとします。

(2) 期待される効果

連携・協力には、災害対応能力の向上、施設整備・維持管理に係る経費の効率的な配分、人員の効率的な配置・現場要員の増強、人事交流による職員の能力や意欲の向上といった効果が期待されます。

(連携・協力の効果)

①指令の共同運用

整備・維持管理費用の節減、情報の一元的な把握、効率的な部隊運用

②消防用車両の共同整備

購入費・維持管理費の効率化、災害対応能力の向上

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力

ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上

④専門的な人材育成の推進

中核的本部が他消防本部から研修のための職員を受け入れることによる専門的な人材の育成

⑤応援計画の見直し等による消防力の強化

応援計画の見直しや訓練の共同実施、車両・資機材の配備調整による災害対応能力の強化

(3) 高機能消防指令センターの共同運用の推進

高機能消防指令センターの共同運用は、機器の整備や維持管理に係る経費の節減、情報の一元的把握による効果的・効率的な応援体制の確立、いわゆる直近指令※やゼロ隊運用※などの高度な運用による効果的・効率的な部隊運用などが可能となるといった効果が期待されており、共同運用の規模が大きいほど効果が大きいとされています。

このため、国も共同運用の規模について、原則、全県一区としていることから、本県においても、共同運用の効果に係る検証等を踏まえ、段階的な実施を含め、全県一区での共同運用について協議・検討を行い、令和 18 年度の共同運用開始を目指すものとします。

※直近指令

消防本部の管轄地域に関わらず、現場に最も早く到着できる隊に自動的に出動指令を行うこと。

※ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他の消防本部の隊に自動的に出動指令を行うこと。

(4) 県の支援及び連携・協力実施計画の作成

県は、高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力について、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、連携・協力に係る調整や情報提供、その他の必要な支援を行うこととします。

市町村が消防の連携・協力を行おうとするときは、連携・協力の円滑な実施を確保するため「連携・協力実施計画」を作成する必要があります。

第4 将来の広域化のあり方

1 広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化・大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命・身体及び財産を守る責務があります。

しかしながら、本県では、今後、更に人口減少が進み、市町村の財政状況が一層厳しくなることが予想される中で、将来にわたり、必要な消防力を維持・強化していくことが困難になることが懸念される状況にあります。

このため、行財政運営上の様々なメリットを着実に実現し、住民の生命・身体及び財産を守る消防力の維持・強化につながる広域化を推進する必要があります。

2 広域化のメリット

これまでに広域化が行われた例などによると、消防の広域化には、地域の状況に応じた消防力の維持・強化などによる、住民サービスの向上につながる、次のような効果があるとされています。

①初動消防力、増援体制の充実

広域化により、市町村の境界を越えて出動することが可能となり、初動の出動台数の充実が図られるとともに、統一的な指揮のもとで応援体制の強化を図ることが可能となります。

②現場到着時間の短縮

市町村の境界に関わらず、直近の消防隊・救急隊が現場に直行することが可能となる場合があり、現場到着時間の短縮が図られます。

③予防業務・救急業務の高度化・専門化、計画的な研修の実施

他業務との兼務が不要となることで、専任での配置・増員が可能となり、専門性の強化が図られるほか、非番出動の機会も減らすことができます。

また、旧消防本部の枠にとらわれることなく、必要な職員に幅広く研修を受けさせることが可能となるほか、小規模消防本部では困難であった研修についても、積極的に受けさせることができるようになります。

④高度な消防設備・施設等の整備

小規模な設備等については、それぞれが整備・保有しつつ、高度な車両や資機材については、共同で一元的に整備することで、設備等の高度化が図られるとともに、効率的な運用が可能となります。

⑤救急搬送における対応の統一化・標準化

消防本部によって救急搬送における対応が異なる場合には、医療機関との調整等が必要となることがありますが、広域化により対応の標準化・統一化が図られます。

3 広域化の方向性及び進め方

(1) 広域化の方向性

国の基本指針では、広域化の規模について「消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることになり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい」とされており、人口減少や高齢化の進展、厳しい財政状況をはじめとした社会状況の変化、消防需要の見通し等を考慮するとともに、地理的条件やこれまでの経緯等を踏まえながら、将来にわたる消防力の維持・強化につながるスケールメリットを十分に得ることができる規模で広域化を実施する必要があります。

また、広域化は、消防署所の統廃合や消防職員の削減を目的とするものではなく、スケールメリットを効果的に実現し、消防力の維持・強化につながる形で実施されることが重要です。

本県の人口は、令和 32 年（2050 年）には約 56 万人にまで減少するものと考えられており、各消防本部の管轄人口も、現在と比較し、ほとんどの消防本部で 4～6 割減少し、2 万人未満が 5 消防本部、2 万人以上 5 万人未満が 5 消防本部となるものと考えられます。このような中で、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等を確保するためには、相当程度の規模での広域化を目指す必要があります、国では「全県一区」が理想的な消防のあり方の一つであるとしているところです。

広域化の検討に当たっては、地域の実情や連携・協力の状況、施設設備の整備・更新時期等を踏まえ、小規模消防本部においてのみならず、広域化に当たり中核となる大規模な消防本部においても、広域化のメリットの実現と懸念の解消がなされるよう、十分留意する必要があります。

(2) 広域化対象市町村

①広域化対象市町村

広域化のメリットが最も大きいとされる「全県一区」を将来のあるべき姿の一つとしながら、広域化対象市町村の組み合わせとして、全ての市町村を検討対象としますが、他の組み合わせや一部の市町村による広域化の可能性も十分考慮し、広域化の時期も含め、協議・検討を進めることとします。

②消防広域化重点地域の指定

自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、国及び県が優先的に支援を行う地域を「消防広域化重点地域」として指定し、公表することとします。

県は、令和 6 年 12 月 25 日に以下のとおり消防広域化重点地域の指定を行いました。

- ・指定地域

男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町及び大潟村（男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び湖東地区行政一部事務組合消防本部）

- ・指定の理由

令和6年7月1日男鹿・湖東地区消防広域化協議会が設立されたため

③中心消防本部の指定

- ・上記消防広域化重点地域にあって、核となり広域化の検討を主導する消防本部として男鹿地区消防本部を「中心消防本部」に指定します。

（３）広域化の進め方

広域化については、その主体であり最終的な責任を負う市町村の意向を最大限踏まえながら、協議・検討を進めることとします。

また、円滑な広域化の推進のため、高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした連携・協力の効果や進捗等について、協議・検討に反映させることとします。

4 広域化の推進に係る留意事項

（１）広域化に対する住民等の懸念や課題

広域化については、住民等の間で、管轄区域が大きくなることにより周辺地域となり、消防力が低下したり、市町村との関係が希薄化するのではないか、また、大規模な消防本部からは消防力が流出するのではないか、といった懸念や課題が生じる可能性があります。

他県において、既に広域化を行った例では、これまで、一部地域での消防力の低下や市町村との関係の希薄化といった事実は認められていませんが、本県においてもこのような懸念や課題について、県、市町村、消防本部等が十分に協議・検討を行うとともに、これらの解消・解決につながるよう、住民等に対する丁寧な説明や情報提供等に努めるものとします。

広域化に対する懸念や課題

- ・広域化のメリットがわかりにくい。
- ・管轄エリアが広くなり、地域や住民と市町村・消防のつながりが薄れるのではないか。
- ・地理に不案内な職員が配置されることにより、きめ細かな消防運営に支障が出るのではないか。
- ・市町村の関係部局や消防団との連携に課題が生じるのではないか。
- ・中核となる本部から消防力・職員が流出し、質の低下を招くのではないか。

(2) 本県独自の事情等を勘案した効果の検証

消防の連携・協力や広域化は、地形や道路事情、人口、施設・建物の状況など本県独自の事情により、必ずしも十分な効果が見込めなかったり、デメリットが生じる可能性もあります。

このため、効果の検証を行いながら、連携・協力や広域化の推進に係る検討・協議を進める必要があります。

(3) 防災や医療に係る関係機関との連携の確保

消防事務は最も基本的な住民サービスの一つであり、連携・協力や広域化を効果的かつ円滑に進めていくためには、防災や医療など幅広い関係機関との緊密な連携が必要となります。

このため、市町村の防災・国民保護担当部局や消防団、医療機関等と情報共有を図るほか、内容や進め方等の協議・検討への参画を求めるなど、必要な連携の確保を図ります。

第5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化を推進するための体制

県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、市町村相互間における必要な調整及び情報提供その他の必要な援助等を行うものとされています（消防組織法第33条）。

これを踏まえ、県は、広域化の着実な実現に向け、市町村、消防本部等との協議に積極的に関与していくとともに、情報提供や普及啓発、調査研究を行うなど、広域化の実現に向けた取組を積極的に支援します。

2 県の支援

（1）住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広域化を進めるに当たっては、消防サービスの提供を受ける県民や関係機関等が、その必要性やメリットについて十分に理解し、コンセンサスを得ていくことが重要です。

このため、県の広報紙やウェブサイト等に広域化の進め方やメリット等を掲載するほか、様々な機会を捉え広域化に関して説明を行うなど、広く県民等に対する情報提供、普及啓発に努めます。

（2）各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等

県は、広域化の推進に関する制度や先進事例、広域化に当たっての留意事項等について、積極的に情報を収集するとともに市町村に情報提供を行い、広域化のための市町村の取組の促進を図ります。

また、県は、広域化の推進に係る事務手続きや制度、課題等に関する市町村からの相談への対応等の支援を行います。

（3）関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

県は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行う（消防組織法第33条）ほか、市町村等と共同で広域化の推進に係る協議の場を設置するとともに、積極的に協議に参画し、必要な仲介、調整等を行うこととします。

また、県は、国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する要望等を行うこととします。

（4）広域化に関する調査研究

県は、必要に応じ、先進事例における広域化の効果や課題の調査、国の事業を活用した調査研究等を実施し、その結果について、市町村への提供等を行うこととします。

第6 広域化後の円滑な運営の確保

1 広域化後の消防の体制の整備

広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防においては、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要です。このためには、広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項をあらかじめ定めておくことが有効であり、消防組織法では、広域化対象市町村は、消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、概ね次の事項を内容とする、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成することとされています。（消防組織法第34条）。

【広域消防運営計画に定める事項】

- ①広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ②消防本部の位置及び名称
- ③市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

2 構成市町村等間の関係

広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなりますが、広域化後の運営においては、それぞれの制度内容や特徴を十分把握したうえで、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村との意思疎通及び情報共有が円滑に行われることが重要です。

このため、構成市町村等間で十分協議のうえ合意形成を行い、広域化後の消防の運営方式を決定する必要があります。

3 広域化後の消防体制整備のための方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのため、広域化を行うことが決定された場合には、主として次の事項について、構成市町村等間において、十分協議のうえ、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定める必要があります。

（1）一部事務組合又は広域連合の方式による場合

- ①経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ②職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること

- ⑦組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

(2) 事務委託の方式による場合

- ①委託料に係る基本的なルール
- ②災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

第7 市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされており、消防の広域化後も従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携を確保するため、主として次のような対応が必要となります。

- ①常備消防との一元的な連絡調整
- ②各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが重要です。

このため、広域化後の消防本部と構成市町村の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図るため、主として次のような対応が必要となります。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などの消防本部への事務委託
- ②各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部の人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

3 医療機関等との連携の確保

消防と医療機関との連携体制は、原則として3つの二次医療圏をベースに、その中核的医療機関への搬送を中心に構築されていますが、患者の状態に応じて圏域を越えた搬送や、全県を対象とする三次救急医療機関への搬送が行われる場合もあります。

これらの救急搬送については、「秋田県メディカルコントロール協議会」が、救急隊員の教育・研修や救急活動のプロトコルの作成等を行い、救急活動の全県

的な均てん化を図っているほか、「秋田県傷病者搬送受入協議会」が、傷病者の円滑な受入に係る調整等を行っています。

一方で、地域包括ケアシステムは、二次医療圏を構成する市町村、さらにはその細分化された地域単位を前提に構築されており、介護施設から地域の中核的医療機関への救急搬送体制が整備されています。

また、災害時においても、消防と医療機関との連携が重要ですが、災害の規模によっては、二次医療圏単位の地域災害医療対策本部が立ち上がることも想定されることから、消防、地域災害医療対策本部、二次医療圏の中核的医療機関の 3 者間の連携も必要となっています。

このように、消防と医療機関との連携の形は、各局面において様々であり、重層的な体制となっていることから、医療圏を越えた高度な医療や生活圏内で完結する医療等、救急・災害医療に対する県民の多種多様なニーズに応じたきめ細かな救急活動の実施には、一層緊密な連携が重要となっています。

このようなことから、広域化後も救急業務の高度化と適切な搬送・受入体制を整備していくため、広域化後の消防本部と医療機関や介護施設、地域災害医療対策本部との協力関係構築のための取り組みを行う必要があります。

第8 おわりに

1 計画のまとめ

■ 本計画の位置づけ・目的

- ・本計画は、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことを目的に策定するものとし、広域化に係る検討のため、令和 11 年度までに取り組むべき事項についての基本的な方針を定めるものとします。

■ 将来見通し等

- ・本県の各消防本部の管轄人口は、急速な人口減少により、令和 32 年（2050 年）には、現在と比較して 40～60%程度減少するものと予測されています。
- ・また、市町村の基準財政需要額も、いくつかの市町村では 50%を上回る減少となるなど、財政状況はかつてない厳しい状況となる可能性があります。
- ・このような状況に対応し、消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化が必要となっています。

■ 消防の連携・協力の推進

- ・消防の連携・協力について、全ての市町村を対象に、効果の検証を行いながら、地域の実情に応じて、実施内容や方法を検討します。高機能消防指令センターの共同運用については、令和 18 年度共同運用開始を目標に、効果の検証を踏まえ、運営方式等について、協議・検討を行うこととします。
- ・市町村は、協議・検討の結果に基づき連携・協力を行おうとする場合「連携・協力実施計画」の作成を行う必要があります。
- ・県は、調整や情報提供、その他の必要な支援を行うこととします。

■ 広域化の進め方

- ・広域化は、消防署所の統廃合、職員の削減を目的とするものでなく、様々なメリットの実現を通じて消防力の維持・強化を図るため行うものです。
- ・全ての市町村を対象に、広域化の組み合わせや時期などについて、今後、協議・検討を進めます。
- ・指定済みの消防広域化重点地域について、広域化を着実に推進するため、支援を行うほか、核となり広域化の検討を主導するため、男鹿地区消防本部を「中心消防本部」に指定します。
- ・県は、市町村、消防本部等の協議に参画するなど積極的に関与していくほか、住民及び関係者等に対する情報提供や普及啓発、調査研究等を行います。

■ 広域化後の円滑な運営の確保、関係機関相互の連携の確保

- ・協議・検討の結果に基づき、広域化を行う場合「広域消防運営計画」の作成を行う必要があります。

- ・広域化後の消防本部は、消防団や市町村防災・国民保護部局、医療機関、介護施設、地域災害医療対策本部との連携に取り組む必要があります。

2 計画期間中に取り組む事項

令和 7 年度に、市町村、消防本部等と県が共同で「秋田県通信指令共同運用検討会（仮称）」を設置し、令和 11 年度までの計画期間内に、広域化等に係る協議・検討を進めることとします。

- 本県の市町村消防の将来のあり方を明らかにするため、計画期間中、次の事項に取り組む。
 - ①消防を取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえ、将来の消防のあるべき姿や広域化のメリット・デメリット等の検討・検証を行う。
 - ②高機能消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力について、効果の検証等を行い、その結果を踏まえ、令和 18 年度開始に向けた、連携・協力のあり方や進め方等について協議・検討を行う。
 - ③消防本部の広域化の組み合わせや、広域化の時期、広域化重点地域などについて協議・検討を行う。

3 計画の進行管理等

県は、本計画を推進するため、市町村の取組状況や国等の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努めるものとします。

また、本計画については、広域化対象市町村の組み合わせや消防の連携・協力の対象市町村、消防広域化重点地域の指定、または、その変更などをはじめとした協議・検討の進捗、法律・制度等の変更、その他の事情にあわせ、必要な変更を行うものとします。